

# 四谷地区協議会会則

(名称)

第1条 本会は、四谷地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自由な議論や新宿区（以下「区」という。）との意見交換を行う区政参画の場として、また、四谷地区（以下「地区」という。）に関わる課題を自らの発想と努力で解決する場として、地域づくりを進めていくことを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 町会・自治会をはじめ、地区内の諸団体の情報の共有、ネットワークを構築する。
- (2) 多様で開かれた協議会として、地区内の意見が集約される場とする。
- (3) 地区の日常的課題について検討する。
- (4) 基本計画等、区の計画に関して区と意見交換し、提案をする。
- (5) 地区の将来像を検討する。

(構成)

第4条 協議会は、四谷特別出張所の所管区域内の(1)～(3)の団体等から選出された委員及び公募委員をもって構成する。

- (1) 町会 10名程度
- (2) 各種地域団体等 各1名
  - ① 地区青少年育成委員会
  - ② 地域センター運営委員会
  - ③ 民生（児童）委員
  - ④ 小中学校PTA（八校会）
  - ⑤ スクールコーディネーター
  - ⑥ 四谷地区スポーツ交流推進委員会
  - ⑦ 清掃協力会
  - ⑧ 保護司
  - ⑨ 青少年活動推進員
  - ⑩ 四谷地区商店会
  - ⑪ 消防団
  - ⑫ 防災協力会

- ⑬ 防火防災協会
  - ⑭ 防犯協会
  - ⑮ 交通安全協会
  - ⑯ 高齢者クラブ連合会
  - ⑰ 四谷ひろば運営協議会
- (3) 公募委員 30名程度
- 2 公募委員は、四谷地区内の在住・在勤・在学・在活動者とする。
- 3 前項の公募委員の募集方法等については、役員会で定める。
- 4 委員等、協議会の活動に参加する者は、会の信用を失わせる行為及び運営秩序を乱す行為を行ってはならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 監事 2名
- 2 役員は、委員の中から互選により選任する。
- 3 副会長は、各分科会及び広報のリーダーとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の指定した順番に従い、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は2年とし、期間は選出年度の翌々年度の第1回全体会までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員及び役員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(退会)

第8条 協議会を退会しようとする委員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

2 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会は出席委員の3分の2以上の同意をもってその委員を退会させることができる。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 特定の政治団体の利益のために協議会を利用したとき。
- (3) 特定の宗教団体の利益または普及活動のために協議会を利用したとき。
- (4) 特定の個人の利益、政治活動、売名行為等のために協議会を利用したとき。
- (5) 公序良俗に鑑みて、委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (会議)

第9条 協議会の会議は、全体会、役員会、分科会及び広報とする。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。

3 全体会及び役員会は、構成する委員の過半数で成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。但し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使することができる。

5 会議は、公開とする。

#### (全体会)

第10条 全体会は委員相互の交流と連絡調整等を行うとともに、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の意思決定
- (2) 役員会、分科会及び広報の活動報告
  
- (3) 役員を選出
- (4) 事業の計画及び予算
- (5) 事業の報告及び決算
- (6) その他、必要な事項

#### (役員会)

第11条 役員会の構成員は、会長、副会長及び会計とする。

2 役員会は、地区の意見・提案等の集約に努め、全体会の運営及び分科会並びに広報の調整を行う。

3 役員会は、必要と認める場合、分科会に実行委員会を置くことができる。但し、実行委員会の委員長は、設置する分科会の委員が担うものとする。

(分科会)

第12条 分科会は、協議会の委員で構成し、互選によりリーダーを決め、個別テーマについて話し合うことにより課題の解決を図る。

2 分科会委員の構成は、委員の希望により配置するものとし、他の分科会、広報と重複できない。

3 リーダーが必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。

(広報)

第13条 広報は協議会の委員で構成し、互選によりリーダーを決め、広報誌を編集・発行する。

2 広報委員の構成は、委員の希望により配置するものとし、他の分科会と重複できない。

3 リーダーが必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。

(リーダーの役割)

第14条 リーダーは、会議及び活動等が円滑かつ効率的に進行するように調整し、適切な指導・助言を行う。

(会議内容の公開)

第15条 会議の内容については、原則として広く地区内に知らせる努力をする。

(会議の招集)

第16条 全体会は、年1回とし、会長が招集する。但し、委員の2分の1以上から招集の要求のあったとき、または、会長が必要と認めたときには招集することができる。

2 役員会は、月1回とし、会長が招集する。但し、役員2分の1以上から要求のあったとき、または会長が必要と認めたときは招集することができる。

3 分科会及び広報は、必要に応じてそれぞれのリーダーが招集する。

(事業経費)

第17条 協議会の事業にかかる経費は、区補助金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第18条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第19条 本会則の改廃の議事は、第9条第3項の規定にかかわらず、全体会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

2 前項の場合において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使することができる。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で決定し、全体会の承認を受けることとする。

(事務局)

第21条 協議会に事務局を置くことができる。

附 則

1 この会則は、平成17年10月12日から施行する。

附 則

2 この会則は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

3 この会則は、平成26年5月22日から施行する。

附 則

4 この会則は、平成27年4月22日から施行する。